

様式第1号(第5条関係)

会議概要

会議の名称	久喜市障がい児就学支援委員会(第1回)
開催年月日	令和3年8月23日(月)
開始・終了時刻	午後2時30分 開始 午後3時20分 終了
開催場所	鷺宮総合支所 4階 407・408会議室
議長氏名	山本 千恵子
出席委員氏名 (関係者)	土屋喬義、山本千恵子、白石二三恵、青山里美、飯野純子 山内明美、吉池美智子、奥村瑠美、金子洋子、中野美郁、佐藤文代、山崎裕美、阿蔵恵美、中山幸子 雨森直美、阿部優、長谷川淳美、清水千春
欠席委員(者)氏名	山科翔太、山崎綾
説明者の職氏名	指導課指導主事 富山めぐみ
事務局職員氏名	指導課指導主事 吉川彦 指導課指導主事 富山めぐみ 指導課指導主事 千葉宏美
会議次第	1 開会 2 教育長あいさつ 3 委員長・副委員長選出 4 諮問 5 協議 (1) 令和2年度就学支援の概要について ①令和2年度就学支援委員会の判断と就学結果 ②久喜市内における特別支援学級の設置状況【非公開】 (2) 令和3年度就学支援に関する実施計画について (3) 久喜市の特別支援教育について (4) その他 6 閉会
配付資料	別紙のとおり
会議の公開又は非公開	公開【一部非公開】
傍聴人数	0人

発言者・会議のてん末・概要

富山指導主事 みなさま、こんにちは。
本日は、御多用の中、御参会を賜りまして、誠にありがとうございます。
ただいまより、令和3年度久喜市障がい児就学支援委員会委員委嘱並びに任命式を開式します。
はじめに、久喜市障がい児就学支援委員会条例第3条第2項の規定により、教育委員会から委嘱書並びに任命書を交付させていただきます。
本来であれば、委嘱書をお一人お一人にお渡しさせていただきたいところですが、本年度は新型コロナウイルス感染症対策として、委嘱書を事前に、机の上に置かせていただいております。御理解の程よろしくお願いたします。
続きまして、恐縮ではございますが、委員の皆様方から自己紹介をお願いいたします。それでは、土屋委員様から順にお願いいたします。

各委員
土屋喬義でございます。
山本千恵子でございます。
鷺宮小学校校長 白石二三恵と申します。
青葉小学校校長 青山里美と申します。
砂原小学校校長 飯野純子と申します。
県立久喜特別支援学校 山内明美と申します。
県立騎西特別支援学校 吉池美智子と申します。
県立宮代特別支援学校 奥村瑠美と申します。
鷺宮小学校 発達障がい・情緒障がい通級指導教室担当 金子洋子と申します。
桜田小学校 知的障がい特別支援学級担当 中野美都と申します。
栗橋小学校 言語難聴障がい通級指導教室担当 佐藤文代と申します。
久喜東小学校 自閉症・情緒障がい特別支援学級担当 山崎裕美と申します。
本町小学校 自閉症・情緒障がい特別支援学級担当 阿蔵恵美と申します。
栗橋幼稚園副園長 中山幸子と申します。
すみれ保育園 園長 雨森直美と申します。
障がい者福祉課 主任 阿部優 と申します。
子ども未来課主事 長谷川淳美と申します。
鷺宮保健センター 副所長兼係長 清水千春と申します。

富山指導主事 ありがとうございます。皆様、どうぞよろしくお願いたします。
なお、本条例第3条により当協議会は、令和3年度は20名で構成されておりますことを御報告申し上げます。
続きまして、教育委員会事務局職員を紹介させていただきます。
吉川彦 指導課課長補佐兼指導係長でございます。
千葉宏美 指導課指導主事でございます。
最後に、私、富山めぐみ 指導課指導主事でございます。

富山指導主事

よろしくお願ひいたします。

以上で、令和3年度久喜市障がい児就学支援委員会委員委嘱並びに任命式を閉式します。

引き続き、第1回久喜市障がい児就学支援委員会に移らせていただきます。

はじめに、久喜市教育委員会教育長柿沼光夫より挨拶申し上げます。

柿沼教育長

皆様、こんにちは。本日は大変ご多用の中、第1回障がい児就学支援委員会にご出席をいただき、ありがとうございます。また、本委員会の委員をお引き受けいただきましたことに、感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症でございますが、今もなお厳しい状況が続いており、緊急事態宣言後も感染者が増加し、その感染者に占める子どもの割合が増えているという状況でございます。

本市では、8月30日から2学期が始まりますが、これまで以上の感染を防止する取組が必要であると受けとめております。先程、本委員会が始まる前に、土屋委員からこのことについてお話を伺いました。「感染しているかどうか分からない状況での感染により、他の人に感染させてしまう状況が非常に多く見られる」というお話を伺い、大変危機感を感じているところでございます。

さて、教育委員会では、市内に在住の学齢期の児童生徒及び就学予定者の中で、心身の障がいがあるために、教育上特別な配慮を必要とする子どもたちに対して、障がいの状態に応じた教育が受けられるよう、教育措置の適正化を期するために本委員会を設置しております。本委員会では、障がいをもつ子どもたちの教育に、本当に造詣の深い20名の委員の皆様によって組織が構成されておりますが、子どもたちの障がいの種類、程度等を的確に把握し、どのような場でどのような教育を行うことが最も適しているかを審議していただき、答申をいただければと思っております。

今年1月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、障がい者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの構築、特別支援教育を進展させていくために引き続き、「障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り、ともに教育を受けられる」そのための条件整備、障がいがある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、あるいは通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実、整備を着実に進めていくという方向性が示されたわけであります。また、同有識者会議では、文部科学省が作成している教育支援資料が学びの場の選択に資するよう、令和3年6月に改訂を行い、障がいのある子どもの教育、支援の手引きとして示されたということでございます。

障害がある子どもの就学先設定の仕組みの整備に関しては、学校教育法施行令の改正、学習指導要領の改訂、高等学校における通級による指導の制度化等、埼玉県でも行われておりますが、そういうものに加え、今、新型コロナウイルスという大変大きな問題に直面しているわけであります。社会全体の環境変化の中で障害がある子どもへの支援、その環境やその在り方、これが改めて問われているのではなからうかと思っております。そのようなことから、今後ますます本委員会の役割は重要になってまいります。

児童生徒にとって最もふさわしい教育を行うという視点に立って、ご審議またご判断をいただければ幸いです。委員の皆様方は、大変お忙しい方々ばかりでございますが、未来を生きる子どもたちのために、お力添えを賜りますことをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

富山指導主事 本日は、第1回の委員会ということで、本会の委員長及び副委員長が決まっておりますので、委員長及び副委員長の選出まで司会が進行を務めさせていただきます。

それでは、本条例第5条の規定により、委員長及び副委員長の選出を互選により行います。どなたか立候補される方はいらっしゃるでしょうか。また、どなたか御推薦のある方はいらっしゃいますか。

青山委員 委員長に山本千恵子様、副委員長に白石二三恵様を推薦いたします。

山本委員は、小学校の校長退職後、適応指導教室の室長もご経験され、本委員会の委員長も就任されたご経験がございます。経験に加え、大変豊かな見識をお持ちになり、本委員会の委員長にふさわしいと思いますので、推薦いたします。

白石委員は、校長としての経験も豊富でいらっしゃいます。また、本年度着任された鷺宮小学校には、本年度から、情緒の教室が開設いたしました。白石委員は、特別支援教育にも、大変造詣が深い先生でありますので、副委員長に推薦いたします。

富山指導主事 ただいま、委員長に山本様、副委員長に白石様を御推薦いただきました。他には、ございませんでしょうか。

他に立候補及び推薦がございませんので、委員長に山本様、副委員長に白石様を選出することで、よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

富山指導主事 それでは、本委員会の委員長を山本様、副委員長を白石様にお願いいたします。

委員長の山本様、副委員長の白石様、議長席へご移動願います。

富山指導主事 山本委員長様に御挨拶をいただきます。よろしくお願い申し上げます。

山本委員長 皆さん、こんにちは。昨年、一昨年と、委員長を務めさせていただきました。

今年も皆さんのお力添えをいただいて、特別に教育的支援の必要なお子さんに、どんな教育的支援が必要なのか、じっくりと、そして真剣に、皆さんと一緒に考えて、そして、その子の一人一人の成長を見守っていきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

富山指導主事 ありがとうございます。

続きまして、本条例第2条により、教育委員会からの諮問を山本委員長に手交します。

柿沼教育長	<p>久喜市障がい児就学支援員会委員長様 就学判断について（諮問）</p> <p>久喜市障がい児就学支援委員会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて、貴委員会の意見を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市立の小学校又は中学校に就学しようとする者又は在学する者のうち、障がいのある幼児、児童及び生徒について、障がいの種類、程度等を判断すること 2 障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関すること <p>令和3年8月23日 久喜市教育委員会 教育長 柿沼光夫 よろしく願いいたします。</p>
富山指導主事	<p>ここで、教育長は、他の公務のため、退席いたします。 それでは、本条例第5条第2項の規定により、ここから進行を委員長にお願いいたします。</p>
山本委員長	<p>ただいまの出席委員は、18名でございます。</p> <p>久喜市障がい児就学支援委員会条例第7条第1項の規定により定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。</p> <p>なお、本日の会議の会議録の署名につきましては、白石副委員長にお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に従いまして、協議を進めます。 本会議の公開・非公開について事務局より説明をお願いします。</p>
富山指導主事	<p>本会議の公開・非公開について御説明いたします。</p> <p>「久喜市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条の規定により、審議会等の会議が原則公開とされています。しかし、第5条第1号の規定により、第3条及び前条のただし書きの規定にかかわらず、審議会等は会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときには、その会議の全部又は一部を非公開とすることができることになっております。本就学支援委員会は第5条第1号第2項の個人に関する事項を含んでいるため一部非公開が適当かと存じます。</p> <p>この件につきまして、御審議をお願いいたします。</p>
山本委員長	<p>事務局からありましたように、本就学支援委員会は第5条第1号第2項の個人に関する事項を含んでいることから、その関連部分につきましては会議を非公開とさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>（異議なしの声あり）</p>
山本委員長	<p>異議なしと認めます。本就学支援委員会は、第5条第1号第2項の個人情報に関する事項を含んでいる内容につきましては、一部非公開とさせていただきます。</p> <p>本日行われる『協議（1）令和2年度就学支援の概要についてのうちの、②久喜市内における特別支援学級設置状況』は、個人情報に関する事項を含んでいるため、会議を非公開とさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか。</p>

委員 (異議なしとの声あり)

山本委員長 異議なしと認めます。よって、本で行われる『協議(1)令和2年度就学支援の概要についてのうちの、②久喜市内における特別支援学級設置状況』は、個人情報に関する事項を含んでいるため、会議を非公開とさせていただきます。
それでは、次第に従いまして、協議を進めます。
では、「令和2年度就学支援の概要」について事務局から説明をお願いします。

富山指導主事 (1) 令和2年度就学支援委員会の判断と就学結果について説明いたします。資料1をご覧ください。
令和2年度就学支援委員会の判断と就学結果でございます。就学児については審議対象者計63名でした。本委員会の判断と就学先については1(1)、(2)をご覧ください。
続きまして、在学児童生徒は、小学校462名、中学校92名、計554名の審議対象者がありました。判断と結果は、2(1)、(2)の表のとおりです。
3 2のうち小学校から中学校に進学時における就学支援の状況については、1ページ下の人数となります。以上となります。

山本委員長 次に、久喜市における特別支援学級の設置状況についてですが、ここからは非公開ということで会議を進めさせていただきます。

【これより非公開とする】

【非公開を解く】

山本委員長 次第に従いまして進めさせていただきます。
(2) 令和3年度就学支援に関する実施計画について事務局から説明をお願い致します。

富山指導主事 令和3年度障がい児就学支援について御説明いたします。資料2を御覧ください。
1・2ページは「令和3年度障がい児就学支援に関する実施計画」でございます。就学支援委員会、事務局、小中学校の動きを、時系列で示しております。
就学支援委員会は4回計画しております。第2回10月18日の就学支援委員会が、在学児童生徒についての審議となります。昨年度は、対象審議児童生徒が554名おりました。第3回の就学支援委員会11月15日が就学児についての審議となります。昨年度は、対象審議就学児が63名おりました。在学児童生徒の再審議・追加審議も行っています。今年度は、ことばの教室に通っているお子さんの審議も行っています。第4回の就学支援委員会2月4日(金)は、就学児・在学児童生徒の追加審議と今年度のまとめになります。この第4回での追加審議は転校生等、やむを得ないケースとしております。残り3回の開催日につきましては、今後の予定で変更になる可

可能性があります。御了承ください。

山本委員長

昨年度、就学児に関する審議を行う、第3回就学支援委員会では、幼稚園や保育園での様子、ことばに関わる情報等様々の関係者からいただいた情報が、審議を行う上で、非常に役に立ちました。子どもたちの個人の状況を捉えるにあたって、たくさんの情報があれば、いろんな視点からその子のことを考えられます。今年度も、委員の皆様のお力添えを賜りたいと思います。第2回については、そのお子さんが小学校でどういった発達を遂げているのか、情報を共有していただくと、小さいお子さんと関わる際の保護者へのアドバイスに寄与すると思います。第2回、第3回の就学支援委員会での判断に関わり、関連する児童生徒の情報提供をよろしく願います。

山本委員長

次に「令和3年度の就学支援について」と「久喜市における特別支援教育の推進」を事務局より説明をお願いします。

富山指導主事

続きまして、「令和3年度の就学支援について」御説明いたします。資料の1・2ページの表と3ページから一緒に御覧ください。

就学児につきましては、各小学校での就学時健康診断終了後、すぐに、就学相談を要する児童名簿を学校から市教委へ報告していただいております。就学時健康診断後の就学相談を要する就学児に対しては、市教委から該当就学児保護者へ、個別検査の希望について連絡し、10月19日から、教育相談員の先生方による個別検査を実施します。検査の結果をもとに、第3回目11月15日の就学支援委員会で判断していただき、就学児童保護者へ相談結果を伝え、就学相談を行い、就学先を決定いたします。

在学児童生徒につきましては、2回目の就学支援委員会10月18日に就学先につきまして判断します。

各学校においては、校内就学委員会を開催し、10月7日までに市教委へ書類を提出いただきます。

その資料をもとに10月18日の会議を行います。児童生徒の判断結果について、市教委から各学校へ報告します。

続きまして、4ページ特別支援学校の就学転学においては、11月26日に書類を整えて県に報告することになっておりますので、各学校から市教委への連絡は、11月19日までお願いしております。

4番、小・中学校から病弱の特別支援学校への転学については随時手続きを行っております。

5番、県立特別支援学校幼稚部、高等部・高等部職業学科・高等部分校入学選考については、入学選考実施要項に基づき進めております。

続いて、「令和3年度 久喜市における特別支援教育の推進」について5ページをご覧ください。

1 就学支援委員会の機能の強化について、機能の強化の図で示したように、本委員会、就学支援委員会を軸に、中央幼稚園で実施しております「教育相談室（面接相談室）」や「特別支援教育巡回指導」により適切な教育環境について保護者との相談のもと、合意形成を図り、特別の教育的支援を必要とする児童生徒への継続的な支援を行っております。

(2)の「教育相談室」につきましては、中央幼稚園で隔週水曜日、6月から1月まで実施をしながら、悩みをもつ保護者の相談助言支援を行っております。

6ページをご覧ください。6ページの2(1)、(2)にありますように、特別支援学級に「特別支援教育指導員」、通常学級に「久喜市心理専門員」が、各学校への巡回支援等を行っています。また、発達検査については、医療への受診をお願いしているところではございますが、小・中学校の県のSC、状況によっては、久喜市心理専門員や特別支援教育指導員が行っています。

(5) 特別支援教育に係る研修等につきましては、昨年度はコロナウイルス感染症感染拡大防止の視点から実施できませんでしたが、今年度につきましては、市主催の「特別支援コーディネーター研修会」「通級指導教室研修会」「発達支援研修会」等もオンラインを活用しながら実施いたしました。

7ページの5をご覧ください。支援籍学習についても実施しております。障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒と一緒に学ぶ機会の増大を図るため、令和2年度は、久喜特別支援学校、宮代特別支援学校、騎西特別支援学校、大宮ろう学校の通常学級支援籍学習を実施いたしました。説明は以上です。

山本委員長 久喜市における就学支援について御説明いただきましたが、御質問御意見ありましたらお願いいたします。

他に質問はありますか。ないようですので、その他に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

富山指導主事 机上に「久喜市障がい児就学支援委員会条例」を参考として配付致しました。あとでご一読をお願いいたします。

お手元の資料1につきましては、このあと個人情報のため、回収させていただきます。連絡は以上になります。

山本委員長 最後に質問、ご意見ありますでしょうか。

最後に、医療の立場から、土屋委員よろしくようお願いいたします。

土屋委員 私の病院にも、特別支援学校、特別支援学級に在籍する方々がお見えになるんですけど、お話を伺いますと遠くの学校に行かれる方がいるんですね。特別支援学級に行かれる方でも、自分の通学区ではない学校に行く方がいらっしゃるようですが、そういう方々の通学方法はどのようになっていますか。

白石副委員長 前任校では、指定校変更ということで、学区の学校ではなく、子どもの状況を踏まえて保護者の方が判断されて、前任校に通われていた特別支援学級在籍のお子さんがありました。その場合は、交通手段等については、保護者の方が送迎ということでお願いいたしました。

富山指導主事 今のように学区外のところに通う場合には、保護者の送迎が基本で、通級指導教室への通級等、在籍校に通級指導教室が設置されていない場合は、保護者の送迎ということで通っていらっしゃいます。また、特別支援学校の方は、遠いところから通うお子さんについては、スクールバスで通っていらっしゃいます。

山本委員長 副委員長からの話にありましたが、学区内の特別支援学級に通っていたお子さんも、何らかの事情でその学区ではない所に、保護者とお子さんの希望

で通う場合も、その場合は保護者の送迎ということだと思います。

土屋委員 ありがとうございます。

山本委員長 土屋委員の方から、医療関係に関わり、委員の皆様には情報提供いただけることはありますか。

土屋委員 最近目立つことは、発達障がいに関連して通院される方々、特に初診の方々の年齢がどんどん下がっていることです。この一年感じていることは、幼稚園や保育園で先生方が、発達障がいを気にされて、見つけてくださって、病院に紹介してくださることです。やはり早期の治療や指導、生活環境の調整、コミュニケーション能力向上のためのトレーニングが極めて効果が高いです。就学支援委員会にかかる前に、早め早めに対応していただくと、特別支援学級に行くお子さんも減るんじゃないかと、そのあたりも幼稚園保育園の先生方にもぜひお伝えしていただきたいと思います。ありがとうございます。

山本委員長 今、土屋先生の方から、非常に年齢が下がっているというお話がありましたけれども、こちらに来ている行政の相談の方とか保健センターとか、子ども未来課とか、いろんな課がお子さんが生まれたときから関わり、保護者にも支援することで、だんだん成果が表れていると思います。さらに、学校に入ってからも関係機関との連携をどんどん強めていかなければならないと思っています。ありがとうございます。

山本委員長 それでは、本日の議題を終了させていただきます。
なお、次回以降の第2回・3回・4回の障がい児就学支援委員会につきましては、全て個人に関する事項でありますことから、会議を非公開とさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

委員 「異議なし」との声あり

山本委員長 それでは、次回以降は非公開とさせていただきます。

山本委員長 以上で、本日の議題につきまして、全て終了いたしました。議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

富山指導主事 委員の皆様、貴重な御意見をありがとうございました。
これもちまして、令和3年度第1回久喜市障がい児就学支援委員会を終了させていただきます。次回は、10月18日に予定しております。なお、日にちに関しましては、変更があることもございますので、御了承いただきたいと思っております。開催日が近づきましたら御案内いたします。よろしく願いいたします。
御協力ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和3年 9月16日

白石 = 三恵